

## IT サービス海外展開における留意点

2014年4月

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
ソリューションサービス事業委員会  
IT サービスビジネス環境整備専門委員会  
TMI 総合法律事務所

---

## 「IT サービス海外展開における留意点」の公開に寄せて

IT サービスのグローバル化に伴い、国を超えて IT サービスを利用するケースが増えている。しかしその利用には、個人情報の扱いなど日本の国内法、諸外国の法律による制約を受ける可能性がある。

本検討では、IT サービスの海外展開に関わる日本国内外の個人情報保護等に関する法令や規制を調査し、留意点をまとめた。もとより全ての IT サービス利用形態と全ての国の法令や規制を網羅することは不可能であるが、主な留意点を押えることで、IT サービスを海外で活用する場合の一助となる。

なお、具体的なサンプル国としては、中国、ベトナム、英国、ブラジルを選択した。

本書は、現在、国を超えて IT サービスを利用している企業、今後利用しようとしている企業の方々にぜひ活用していただきたいと考え、JEITA のホームページ上で公開することとした。

2014 年 4 月

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
TMI 総合法律事務所

本書における事実関係や法令等についての言及は、とくに断りがない限り 2013 年 11 月末時点において存在する事実関係及び効力が生じている法令等を前提にしている。また、本書は一般的な情報を提供する目的で作成されたものであって、専門家としての法的助言は含まれていないこと、本書において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、TMI 総合法律事務所としての見解ではないことに留意されたい。

## 目 次

1章 検討の概要.....	1
2章 想定する IT サービス利用形態と留意点.....	2
3章 留意点に対応する主要検討項目のまとめ.....	8
4章 サンプル国の状況.....	9
5章 今後の検討.....	14
検討メンバー.....	15

## 1 章 検討の概要

### 1.1 検討の背景

ITサービスのグローバル化に伴い、国を超えてITサービスを利用するケースが増えている。2014年2月に本専門委員会が行った調査では、回答のあった企業226社の50%が、すでに海外拠点や現地法人を持ち、そのうち19%の企業が海外進出先でクラウドサービスを活用している。更に利用検討中は27%と、クラウドサービスの活用が活発になっていることが示された。

国を超えてクラウドサービスを活用する時に情報セキュリティとして留意すべき点は、例えば経済産業省から「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」(2013年度版)が公表されており、海外を含めた情報セキュリティに関する留意事項が定義されている。しかしながら、海外展開における各国の法律に関する留意点の検討は各社が個別に行っており、まとまった形で公開されていない。

そこで本検討では、国を超えてクラウドサービスを利用する場合、日本の国内法や諸外国の法律により、どのような制約を受ける可能性があるかを整理し、主な留意点をまとめた。

### 1.2 本資料の構成

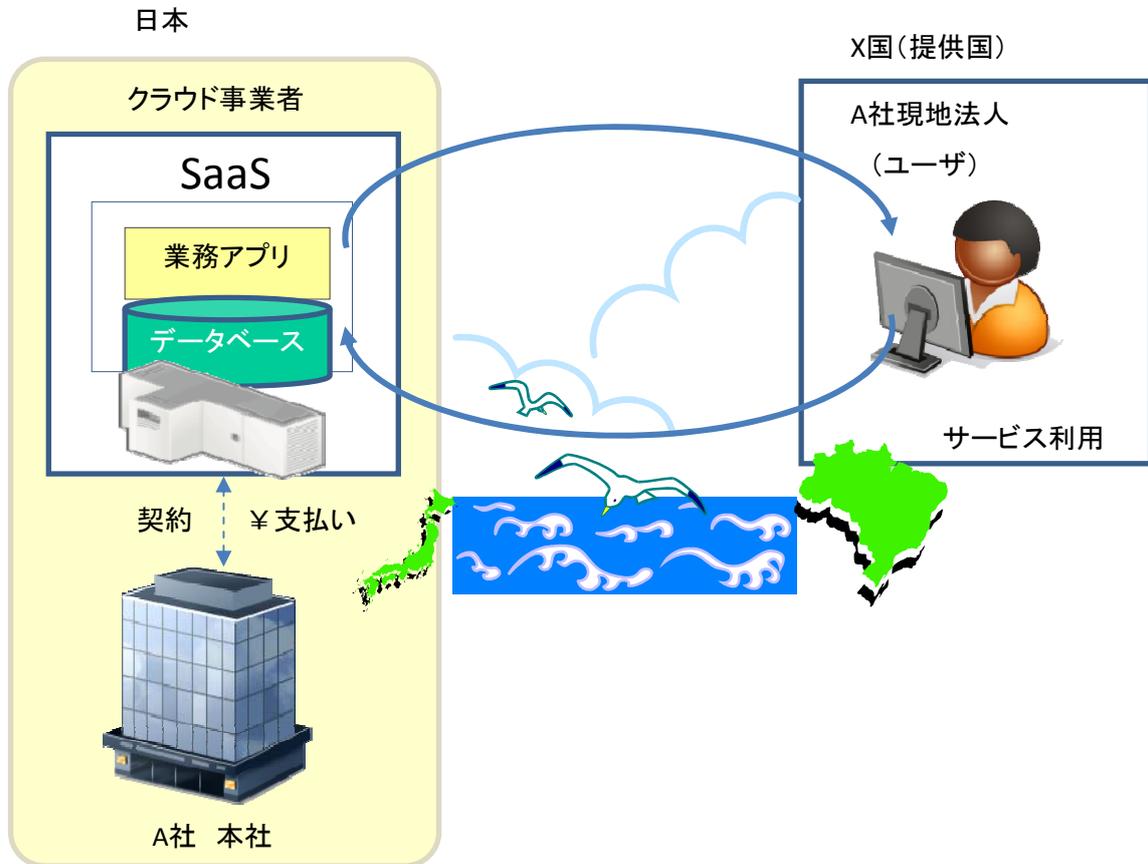
まず2章では、ITサービス利用形態として「日本国内のクラウドサービス事業者が、海外に子会社(現地法人)を有する日本企業とその海外現地法人のグループに対して個人データの取扱いを含むBtoBのITサービスを提供する形態」をモデルとし、個人情報と個人データの扱いや個人情報の第三者への提供、特に国外移転を伴う場合の留意点をまとめた。

3章では、2章で取り上げた留意点に対応する法制上の主要検討項目をまとめた。

4章では、3章の主要検討項目について、サンプル国として中国、ベトナム、英国、ブラジルを選択し、実情をまとめた。

## 2章 想定する IT サービス利用形態と留意点

### <IT サービス利用モデル>



- ① 日本のクラウドサービスプロバイダ（以下「クラウド事業者」という。）が海外（以下「提供国」という。）に子会社（現地法人）を有する日本企業とその海外現地法人のグループ（以下「利用企業」と総称する。）に向けて BtoB のクラウドサービスの提供を行う。なお、クラウド事業者は、提供国内に現地法人を持たないことを前提とする。
- ② サービスの内容は、企業における個人データを取り扱うサービス（人事／顧客管理システム等）を有償にてクラウドシステム(SaaS)を用いて提供する（以下「本件サービス」という。）但し、クラウド事業者は、利用企業から処理を委託された個人データの内容にはアクセスしないものとする。
- ③ 本件サービスで取り扱う個人データには、日本所在の個人と提供国所在の個人の個人データが含まれるが、センシティブ情報（思想、宗教、人種、犯罪歴、性生活等）、医療情報、金融情報等<sup>1</sup>を含まないものとし、国防情報等の機密情報も扱わないものとする。
- ④ 本件サービスを提供するデータセンター（サーバ）は日本に置き、各国とデータの送受信がなされる。
- ⑤ クラウド事業者と本件サービスの利用企業とのサービス利用契約（以下「利用契約」という。）は、クラウド事業者（日本法人）と利用企業の日本の親会社との間

<sup>1</sup> 国によっては、金融業、医療機関などの一定の業界の利用企業に適用される法律等により、クラウドサービスの使用自体が禁止される場合もある。

で締結し、利用企業の日本の親会社が料金を支払うモデルを想定する。

- ※ 利用企業の現地法人が契約当事者となり利用契約を締結し、料金を支払うモデルについては、検討対象外とする。
- ※ 利用企業の日本法人と現地法人の間では、寄付金や移転価格税制の問題が生じないような形で処理する必要がある。

#### 【留意点 1】個人情報と個人データ

- (1) 日本の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「**個人情報保護法**」という。）上の**個人情報**とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。
- (2) 一方、**個人データ**<sup>2</sup>とは、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したものの（個人情報データベース等）に含まれる個人情報をいいます。従業員名簿、顧客名簿、電話帳に含まれる個人情報はいずれも個人データに該当します。

#### 【留意点 2】：日本法に基づく個人情報該当性判断の具体例

会社の財務情報	該当しない
会社役員に関する情報	該当する
yamada.s@jeita.or.jp	該当する
xxx01234@jeita.or.jp	原則として、該当しない。但し、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、該当する。
統計情報（例：午後 8：00 から午後 11：00 の間、●●ストアで、ビールを購入したのは、世田谷区在住の 30 代の独身男性	原則として、該当しない。但し、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、該当する。
電話番号だけの情報	原則として、該当しない。但し、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、該当する。
外国に居住する外国人の個人情報	該当する可能性あり
アカウント情報（例：「3874692」という ID や、オンラインサービス上のニックネーム又はハンドルネーム（例：ジェイ太クン）	原則として、該当しない。但し、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、該当する。

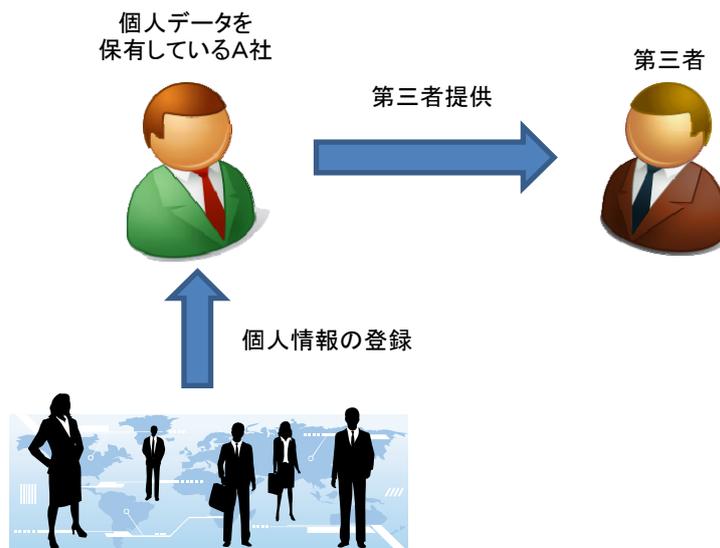
<sup>2</sup> 「個人情報」は、「個人データ」よりも広い概念であり、検索可能な状態に体系化されているか否かを問わない。

### 【留意点3】 個人データの第三者提供と国外移転

(1) 日本の個人情報保護法上、法令に基づくなどの一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供すること（第三者提供）は禁止されています（ただし、①利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取扱を委託する場合、②合併その他の事業承継の場合、③一定の要件のもとで第三者との間で個人データを共同利用する場合<sup>3</sup>には、そもそも、この第三者提供には該当しません。）<sup>4</sup>。一方、日本法上、個人データを国外に移転させること（国外移転）については特段の規制は存在しません。つまり、日本法上は、個人データを同一法人内において本店から支店に移転させる場合、たとえかかる支店が国外に所在していたとしても、個人情報の第三者提供にはあたらないため、規制を受けません。一方、各国・地域の個人情報保護法制によっては、個人データの国外移転が（たとえそれが同一法人内における移転であったとしても）規制されている場合があるため注意する必要があります。

【イメージ図】

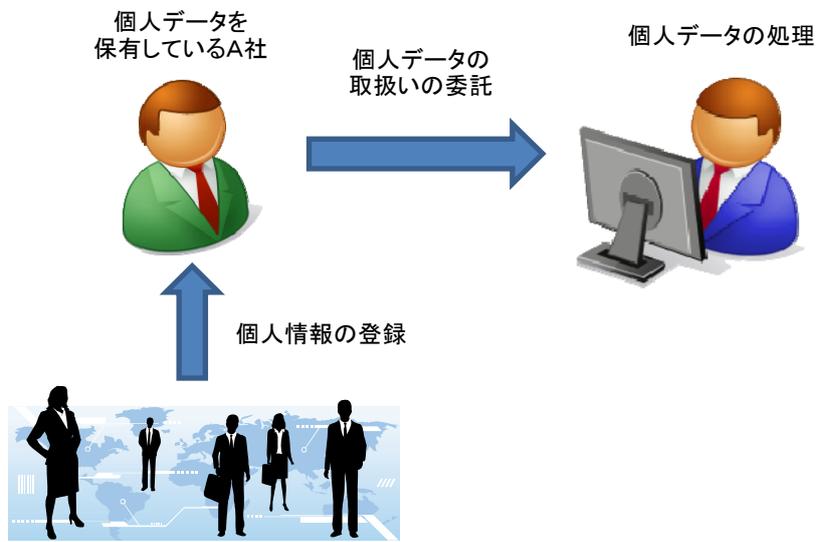
## 個人データの第三者提供



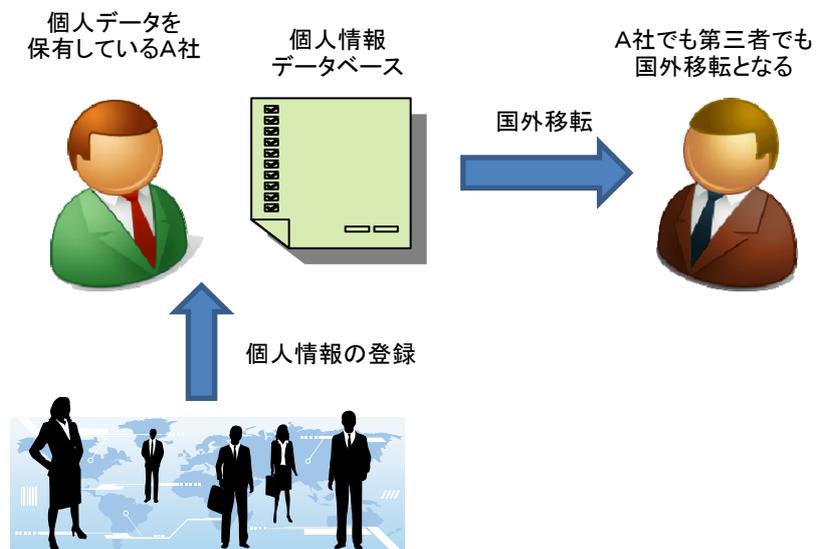
<sup>3</sup> 共同利用に該当するためには、①個人データを特定の者との間で共同して利用する旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、及び⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、の5項目について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていることが必要となる。

<sup>4</sup> 個人情報保護法 23 条

## 委託



## 個人データの国外移転



#### 【留意点4】EU データ保護指令（域外移転条項について）

1995年に策定された「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令<sup>5</sup>」（通称「EU データ保護指令」）は、EU 域内での個人情報の収集及び利用に係る制限、EU 域外への個人情報の移動制限、各加盟国へ個人情報保護を所掌する独立規制機関を設立する要請等を定めています。データ保護指令第17条は、個人情報を取り扱う「情報管理者（controller）」と「情報処理者（processor）」に情報を保護するための技術的及び組織的手段を使用することを義務づけており、EU 域内に拠点を有するクラウド事業者は同義務に拘束されます<sup>6</sup>。

EU データ保護指令において、情報管理者とは、個人情報の処理の目的及び手段を決定する者をいい、情報処理者とは、情報管理者の指示に従って、情報管理者のために情報を処理する者をいいます。クラウド事業者が情報管理者に該当するのか、情報処理者に該当するのかは、個々のケースにおいて決定されることとなりますが、本書が想定するビジネスモデルの場合は、通常は情報処理者に該当するものと思われます。

なお、EU データ保護指令が適用されるのは、EU 内で設立された組織を持つ者、又はEU 内の設備を使用する者に限られます。すなわち、EU 内で設立されたクラウド事業者や、EU 加盟国にある設備（データセンター等）を利用するクラウド事業者は、EU 法に拘束されるものの、それ以外のケースでは、EU 域内の企業に対してクラウドサービスを提供している場合であっても直接EU 法に拘束されることはありません。本書が想定するビジネスモデルの場合にEU データ保護指令に拘束されるのは、EU 加盟国内に設立されたA社現地法人となります。

EU データ保護指令においては、EU 及びEEA（欧州経済領域）域内における個人情報の自由な移転を認める一方で、域外への個人情報移転に関しては、原則として、欧州委員会が十分なレベルの個人情報保護が保証されていると認定した国に対してのみ認められています（充分性認定）。日本は、現時点では、欧州委員会により十分なレベルの保護を確保しているとは認められていないため、EU 加盟国から日本へ個人情報を移転することができないのが原則です。なお、米国については、国としては充分性が認められないものの、EU との間でセーフハーバー協定を締結しているため、個人情報について十分なレベルの保護をしていると認められる企業については移転が認められます。

もっとも、充分性が認められない場合であっても、情報管理者が、欧州委員会により承認されたモデル契約条項<sup>7</sup>を用いて契約を締結している相手方に対して個人情報を移転する場合などについては、例外的にEU 域外への移転が認められます。

※ EU データ保護指令については、現在、規則化へ向けた改正作業中であり今後の動向に注目する必要があります。

<sup>5</sup> 消費者庁「個人情報保護制度における国際的水準に関する検討委員会・報告書」（平成24年3月、<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/H23report01.pdf>）194頁堀部政男研究室仮訳

<sup>6</sup> NICT 欧州連携センター「欧州におけるクラウドコンピューティング振興政策及び研究開発動向調査報告書」（2011年11月18日）P11以下参照、[http://www.nict.go.jp/int\\_affairs/int/4otfsk000000osbq-att/re111118.pdf](http://www.nict.go.jp/int_affairs/int/4otfsk000000osbq-att/re111118.pdf)

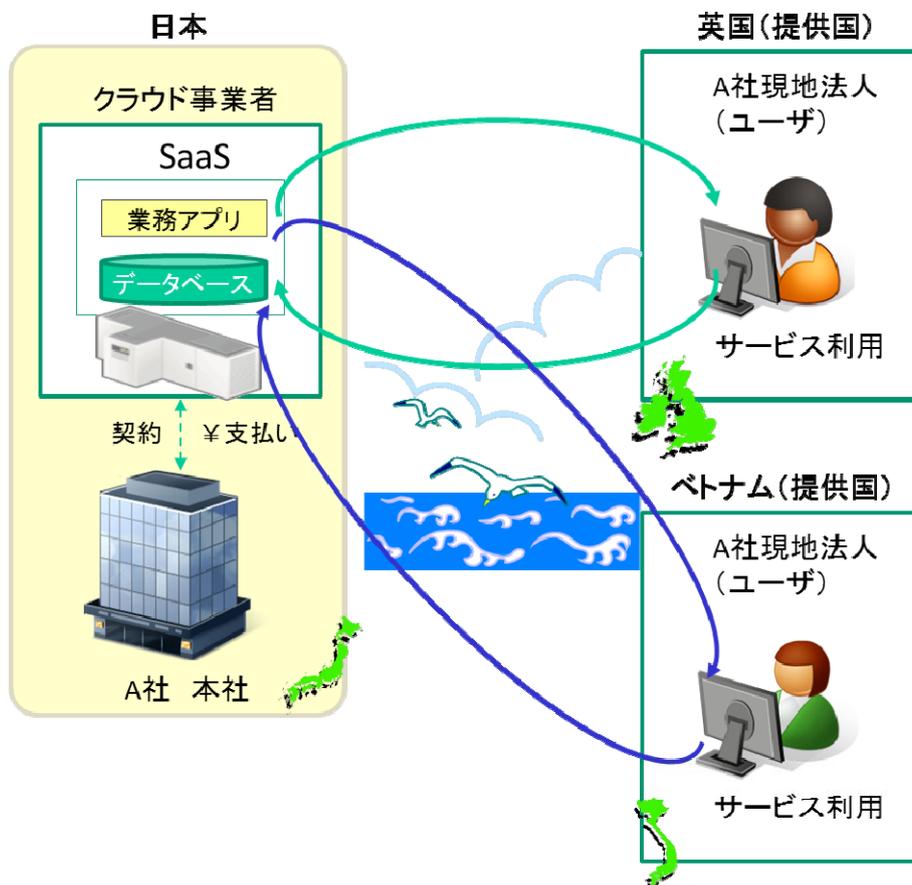
<sup>7</sup> モデル契約条項の概要については、消費者庁「国際移転における企業の個人データ保護措置調査報告書」（平成22年3月）P92以下参照（<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/H21report4a.pdf>）

## EU データ保護指令（域外移転条項について）の例：

### ベトナム法人である A 社現地法人の従業員が英国法人である A 社現地法人の従業員／顧客情報をクラウド上で取得できる場合の法律関係

本書において想定するビジネスモデルでは、専ら日本の A 社本社（又はクラウド事業者）と海外の A 社現地法人（例えば、英国 A 社現地法人ないしベトナムの A 社現地法人）のいずれかとの間のデータのやり取りが想定されていますが、ベトナムの A 社現地法人の従業員が英国の A 社の従業員／顧客情報をクラウドサービス上で取得できる場合には、英国の A 社現地法人の従業員／顧客情報が（日本のクラウド事業者のサーバを経由して）ベトナムに移転されていることになり、英国の A 社現地法人は、英国及び EU の個人データ保護規制の違反に当たらないか確認する必要があります。逆に、英国の A 社現地法人の従業員がベトナムの A 社現地法人の従業員／顧客情報をクラウドサービス上で取得できる場合には、ベトナムの A 社現地法人はベトナムの個人データ保護規制の違反がないか確認する必要があります。具体的には、個別の事案ごとに英国法（及び EU 法）ないしベトナム法に関するリーガルサービスを提供する法律事務所等に照会し、それぞれの国・地域において(i)個人データ保護規制の対象とならないか、(ii)対象となる場合にはいかなる措置が必要となるか、につき確認していくことになります。

この前者の事例では、英国の A 社現地法人の従業員／顧客情報が EU 域内から日本に移転され、さらにベトナムに移転されることから、情報管理者である英国の A 社現地法人は、日本のクラウド事業者及び日本の A 社本社との間でモデル契約条項を用いて契約を締結する必要があるものと考えられます。



### 3章 留意点に対応する主要検討項目のまとめ

	検討事項	主要確認項目
1	日本法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供国から日本のサーバに送信され保存される情報を再度、提供国に送信することが個人情報保護法その他の法律に違反しないか。</li> <li>※個人データの第三者移転の問題が発生する。</li> <li>・外為法上の問題はないか（使用される暗号化技術やソフトウェアの提供が外為法上の規制の対象とならないか等）。</li> </ul>
2	契約上の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件サービス（又はその提供するソフトウェア）が他者からライセンスを受けている場合において、ライセンス契約上、提供国において本件サービスを提供することが契約違反とならないか。</li> </ul>
3	第三国法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件サービスにおいて提供するソフトウェアが他国から輸出されたものである場合、輸出国の再輸出規制にかからないか（cf. 米国再輸出規制）。</li> </ul>
4	提供国法の検討	
	4.1 外資規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供国に拠点を有しない日本のクラウド事業者が、提供国で本件サービスを提供することができるか。</li> <li>・外資規制上のライセンスの要否。</li> </ul>
	4.2 外資規制以外の許認可・届出の要否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供国でクラウドサービスを行うにあたっての許認可・届出の要否（国によっては通信事業法等の許認可や届出が必要となる場合がある。）。</li> <li>・本件サービスに含まれるソフトウェアを提供することについての許認可・届出の要否（技術輸出入管理規制等による規制がある場合もある。）。</li> </ul>
	4.3 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供国に個人情報保護法が存在するか、その他検討を要する法律等があるか（まとまった個人情報保護法がない場合でも、IT法、通信事業法等の中で規制される場合もある。）。</li> <li>・本件サービスについて個人情報保護法その他関連法令の適用があるか。</li> <li>・適用がある場合、当該規制の内容はどのようなものか（情報主体本人の同意が必要か、一定の条件の遵守義務等が発生しないか、第三者への開示や移転が規制されるか、生体認証情報等、情報の種類によりさらに重い義務が課されるものがないか）。特に、個人情報の国外移転が規制されるか。</li> <li>・個人情報取扱事業者としての許認可・届出の要否等。</li> </ul>
	4.4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と提供国間の通信に使用される暗号化技術が提供国の法令に反しないか。</li> <li>・個人情報以外のデータセキュリティに関する規制、その他ビジネスモデルに影響を与える規制があるか。</li> <li>・提供国その他の第三国にデータセンターを設置する場合、その国の法制度上、データセンター内の情報等が強制捜査等により開示される危険性の程度（cf. 米国パトリオット法）。なお、本書で想定するITサービス利用形態では、米国内にデータセンターは設置されないため、検討を要しない。</li> </ul>

注：税法上の恒久的施設（PE）認定のリスク等、会計・税務上の検討は、今回は検討対象としない。

#### 4章 サンプル国の状況

整理した主要検討項目について、サンプル国として 中国、ベトナム、英国及びブラジルを選定しまとめた。

サンプル国の状況

		中国 (2013年12月)	ベトナム (2013年12月)	英国 (2013年12月)	ブラジル (2013年12月)
日本法の検討	個人情報保護法	委託者（X国A社現地法人）からの委託に基づき受領した個人データを委託者に返還する場合には、情報主体本人の同意は不要。委託者以外の第三者（A社日本法人やY国のA社現地法人）に個人データを提供する場合には、委託又は共同利用の範囲に該当しない限り、第三者提供に該当し、情報主体本人の同意が必要			
	外為法	移転する情報の内容による			
契約上の検討	ライセンス契約	本件サービス（又はその提供するソフトウェア）が他者からライセンスを受けているか否か ↓（受けている場合） ライセンス契約上、提供国において本件サービスを提供することが契約違反とならないかをチェック			
第三国法の検討	米国再輸出規制	本件サービスにおいて提供するソフトウェアに米国から輸出されたものが含まれないかをチェック			
提供国法の検討	外資規制	規制なし（クラウド事業者が中国国内に現地法人を持たず、サーバも中国国内に設置されないため）	規制なし（現在、情報通信分野における規制強化の動きがあり、今後の法改正に要注目）	規制なし	規制なし
	クラウドサービス関連の許認可・届出の要否	不要（クラウド事業者が中国国内に現地法人を持たず、サーバも中国国内に設置されないため）	ベトナム法人が関与しないのであれば、不要（現在、情報通信分野における規制強化の動きがあり、今後の法改正に要注目）	不要	不要

		中国 (2013年12月)	ベトナム (2013年12月)	英国 (2013年12月)	ブラジル (2013年12月)
提供国法の検討	ソフトウェアの移転に伴う許認可・届出の要否	不要（クラウド事業者が中国国内に現地法人を持たず、サーバも中国国内に設置されないため）	不要（なお、当該ソフトウェアが本件サービス以外の用途で使用可能であったり、ソフトウェアの利用自体に個別に課金がされているような場合については別途検討が必要）	不要	不要

			中国 (2013年12月)	ベトナム (2013年12月)	英国 (2013年12月)	ブラジル (2013年12月)
提供国法の検討	個人情報保護	規制の有無	<p>2013年10月25日に改正された「消費者権益保護法」及び2013年7月16日に公布され、同年9月1日に施行された「電信及びインターネットユーザ個人情報保護規定」では、中国国内事業者は消費者の個人情報について、また電信事業者及びインターネット情報サービス提供者はその取り扱うユーザの個人情報について、収集に際して収集・使用の目的、方法、範囲等を告知することや、原則として本人の同意を得ることなど、個人情報の保護が義務づけられている。これらの規定によれば、個人情報の取得及び使用について、消費者やユーザの同意を取得する必要がある</p> <p>本書において想定するビジネスモデルでは、上記の法規定の適用を受けるのは利用企業となる</p>	<p>Law on Information Technology (IT法)上、利用企業がその従業員情報をクラウド事業者のサーバに移転するには、以下の各事項が要求されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員本人の同意</li> <li>・従業員本人への個人情報の収集／処理／使用の形式／範囲／場所／目的を通知</li> <li>・個人情報を適切な目的で使用し、保存期間は法定の期間又は従業員との合意により定めた期間に限ること</li> <li>・個人情報の消失、盗難、公開、改変又は毀損を防ぐための組織的又は技術的な措置を講じること</li> <li>・個人情報の修正等のリクエストが届いた場合には直ちに必要な措置をとり、それが完了するまで該当の個人情報の使用等をしない</li> </ul>	<p>Data Protection Act1998により、EU域外への個人情報の移転には、現地利用企業とクラウド事業者の間でモデル契約条項による契約を締結するなどの十分な保護措置を提示することが必要</p> <p>(現在EUデータ保護指令改正が議論されており、今後の法改正に要注目)</p>	<p>プライバシー法制により、本人から個人情報の国外移転について承諾を取得するか、最低限事前に通知することが必要</p> <p>(現在インターネットにおける個人情報保護に関する法案が審議されており、法改正に注意が必要)</p>

		中国 (2013年12月)	ベトナム (2013年12月)	英国 (2013年12月)	ブラジル (2013年12月)
提供国法の検討	個人情報保護				
	国外移転に関する規制	なし	なし	あり	あり
	許認可・届出の要否	不要	不要	個人情報管理者であることを Information Commissioner's Office に通知・登録する必要がある	不要
	暗号化技術 (SSL、TLS)	「商用暗号管理条例」の定義に該当するが、現状は、ハードウェアを伴わないソフトウェアのみの暗号製品については行政管理を行っていない (違法でないとは言いきれないが、問題となる可能性は少ない)	規制なし	規制なし 但し、国防上、暗号の開示を要求される場合がある	規制なし
その他	利用企業にクラウドサービスを提供するに当たって、当局の監視による規制、技術的な制限等によりサービスを適用できなくなった場合の免責事項を定める必要がある				

※上記は参考情報であり、法改正や運用状況の変化の影響を受けるため、実際のビジネスにおいては、個別の事案に基づいた最新の情報を確認する必要がある。

## 5章 今後の検討

今回は、国内の企業が海外でクラウドサービスを利用する場合の代表的な利用モデルに限定して、海外展開における留意点をまとめた。冒頭にも述べたように、利用モデルと利用する相手国によって規制の有無が変わってくるが、どのような点に留意し、確認すればよいか、その概要は本検討資料で理解いただけたのではないかと考えている。実際のクラウドサービス海外展開時に参考としていただきたい。

ソリューションサービス事業委員会 IT サービスビジネス環境整備専門委員会としては、グローバルなビジネス環境整備の観点から、IT サービスの海外展開時のリスク低減について、今後も検討、情報提供を続けていきたいと考えている。

## 検討メンバー（敬称略・順不同）

JEITA ソリューションサービス事業委員会

ITサービスビジネス環境整備専門委員会

委員長	銅玄 智昭	日本ユニシス(株)
副委員長	末竹 義郎	沖電気工業(株)
委員	大下 奈帆子	(株)東芝
〃	川井 俊弥	日本電気(株)
〃	岡田 雄一郎	日本電気(株)
〃	山口 潔	(株)日立製作所
〃	伊豆 則夫	富士通(株)
〃	斎藤 弘志	(株)富士通総研
〃	及川 和彦	三菱電機インフォメーションシステムズ(株)
事務局	中崎 祐介	(社) 電子情報技術産業協会

TMI 総合法律事務所

弁護士 森山 義子（日本国・ニューヨーク州）

弁護士 大井 哲也

弁護士 白井 紀充

協力者

中国：TMI 総合法律事務所（東京オフィス）

何連明外国法事務弁護士（中国法）

李英愛外国弁護士（中国法）

ベトナム：TMI 総合法律事務所（ホーチミンオフィス）

Vu Thang 外国弁護士（ベトナム法）

ブラジル：TozziniFreire Advogados 法律事務所（tozzinifreire.com.br）

禁 無 断 転 載

IT サービス海外展開における留意点

発 行 日 平成 26 年 4 月  
編 集 ・ 発 行 一般社団法人 電子情報技術産業協会  
ソリューションサービス事業委員会  
IT サービスビジネス環境整備専門委員会  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3  
大手センタービル  
TEL (03)5218-1057